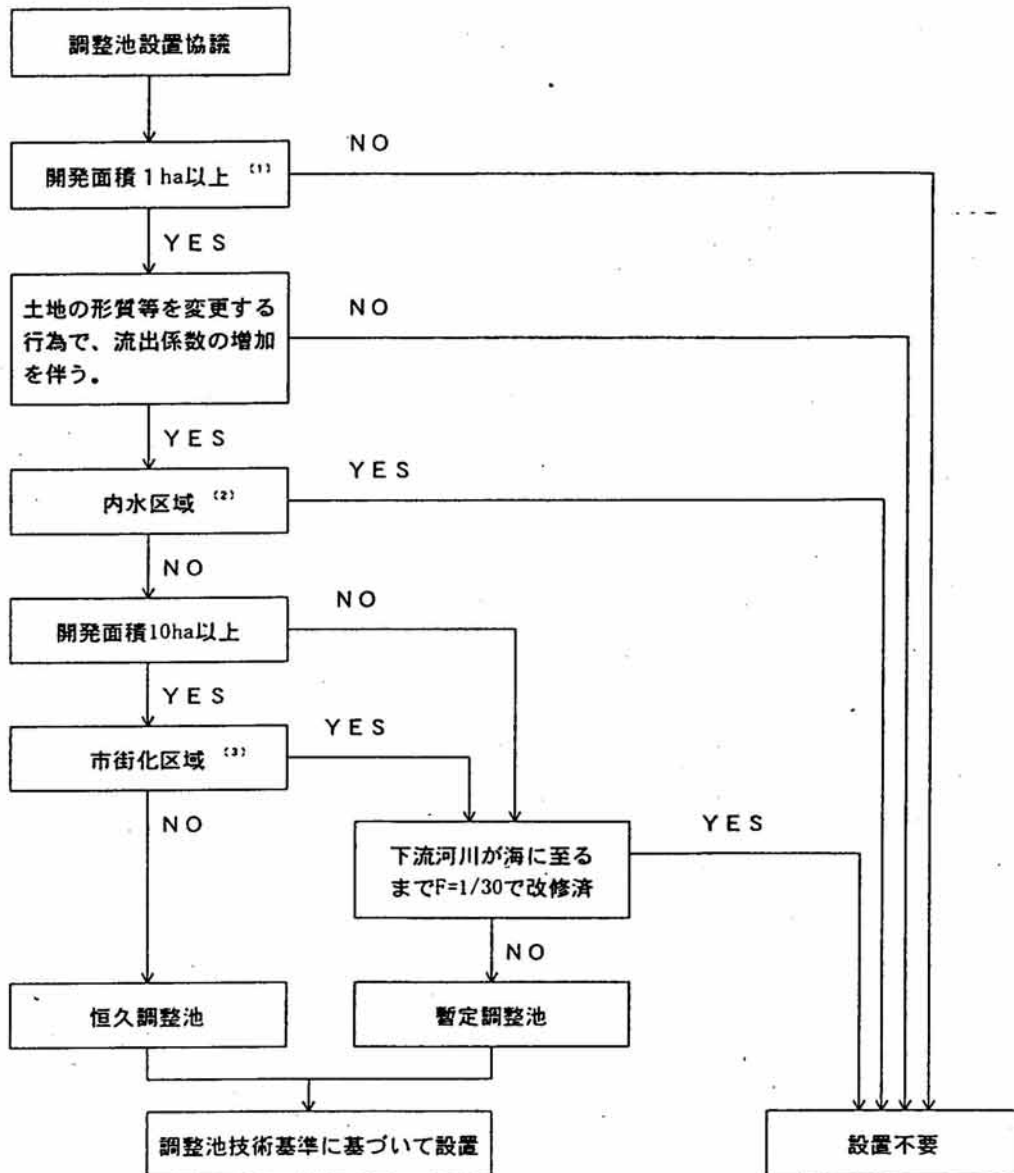


調整池指導要領及び技術基準

平成 7 年 6 月

兵 庫 県 土 木 部

開発に伴う調整池の設置フロー



注：(1) 開発面積とは、都計法、森林法等でいうところの開発面積の意味で、開発後も残存される自然地を含んだ面積であり、造成面積ではない。また、調整池ひとつひとつの流域の開発面積でなく、開発区域全体の開発面積を意味している。

(2) ここでいう内水区域とは、開発後も法河川に対して流出増をもたらさない区域をいう。従って、内水区域において盛土や内水排水ポンプ等を設置して河川への流出増となる場合は、調整池指導の対象となる。

(3) 市街化区域とは、都市計画法施行時での市街化区域であり、その後の線引き見直して市街化区域に編入された区域は含まない。